

市意見の概要

1 届出の概要

店 舗 名 称：マックスバリュ清水八坂店

届 出 日：平成 22 年 6 月 18 日

届 出 内 容：法第 5 条第 1 項に基づく新設届

2 審査の結果

市意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造、駐輪場の確保、荷さばき施設の整備、経路の設定等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

(3) 廃棄物に係る事項

廃棄物の保管や運搬・処理等廃棄物に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

(4) その他の事項

防災・防犯対策への協力、街並みづくり等に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

なお、住民等から提出された意見に基づき、次のとおり審査を行った。

① 説明会において、説明されていない内容及び虚偽の内容が多いため、再度説明会を開催して欲しい。

大店立地法第 7 条第 1 項に基づく説明会は平成 22 年 7 月 1 日に開催され、開催方法及び内容が法に定める手続きに基づき実施されていることを確認している。

また、設置者からの報告によると、説明会において回答を保留していた件については、自治会長を通じて地元住民に周知されていることを確認している。

以上のことから、必要な対応がなされているものと判断した。

② 交通検討予測は、店舗前面道路である「辻町北脇線」が供用開始前の調査に基づく予測であるため、過少な台数での評価になっていないか。

設置者からの報告により、「辻町北脇線」供用開始後に追加の交通量調査を実施し、店舗開店後においても大きな滞留が生じることがない予測であることが示されている。

以上のことから、適切な交通量の予測・評価がなされているものと判断した。

③ 右折入庫防止対策が十分であるか。

届出計画及び設置者からの報告によると、右折入庫防止対策として、混雑時に出入口に交通整理員を配置するとともに、右折入庫禁止の看板の設置や「防犯カメラ稼働中」の看板を設置し来店車両右折入庫抑止効果を促す対策が示されている。

また、チラシ及び店舗内に来店経路を掲載するとともに、経路上に誘導看板を設置し、来店者に経路（右折入庫禁止）の周知を図っている。更に、開店後に右折入庫等の問題が発生した場合には対策を講じることが示されている。

以上のことから、合理的な範囲内で必要な配慮がなされているものと判断した。

④ 出入口が1箇所しかないが対策は十分であるか。

届出計画により、出入口の数は、指針の算定から1箇所で充足することが示されている。また、出入口には円滑な入庫を促すために、中央線の路面表示や繁忙時における交通整理員の配置、及び、自動車の出入口と自転車・歩行者の出入口を分離する対策が示されている。

以上のことから、合理的な範囲内で必要な配慮がなされているものと判断した。

⑤ 繁忙時の駐車場待ち車両対策は十分であるか。

届出計画及び設置者からの報告により、駐車台数については、指針に定められた算出式により算定された必要駐車台数を確保している。また、混雑時に出入口に配置される交通整理員が円滑な入庫を促すことが示されている。更に、開店時や繁忙時に入庫待ちが発生した場合は、交通誘導員が来店車両を回遊させ、店舗前道路に滞留させない対策が示されている。

以上のことから、合理的な範囲内で必要な配慮がなされているものと判断した。

⑥ 騒音問題が発生したマックスバリュ清水三保店と比較して、騒音予測値が高いため、当該店舗においても騒音問題が発生するのではないか。

届出計画により、等価騒音レベルは全ての予測地点で環境基準値を満たしており、騒音レベルの最大値では一部出入口付近で超過するものの、その他の予測地点では満足するものとなっている。最大値の一部超過については、規制基準値の扱いを考慮すると超過の度合いは僅少で、生活環境に対する影響が特に大きいと言えない。

また、来店車両に不要なアイドリング・クラクション・空ぶかし等を抑制させる看板駐車場内に設置するほか、荷捌き作業・廃棄物収集作業におけるアイドリング禁止及び作業員の騒音防止意識を徹底させる対策が示されている。

以上のことから、合理的な範囲内で必要な配慮がなされているものと判断した。

⑦ 荷捌き待ちスペースがないことに対する対策が必要ではないか。

届出計画により、荷捌きスペースが十分に確保されていることが明らかであることから、必要な配慮がなされているものと判断した。

⑧ 廃棄物の搬出作業を夜間に行うことで、夜間の騒音排出が懸念される。

届出計画により、廃棄物の搬出作業は夜間時間帯に行わないことが明らかであることから、必要な配慮がなされていると判断した。

⑨ なぜ、当該店舗には他店舗にある環境配慮がないのか。

届出計画及び設置者からの報告により、災害時における協力体制や植樹活動など合理的な範囲内で必要な配慮がなされていると判断した。

⑩ 24時間営業によって、臭気及び排煙、光害の発生が懸念される。

届出計画及び設置者からの報告により、生ゴミは臭気が漏れないよう、密閉性のある保管庫に搬入することが示されている。屋外照明は周囲に過度の光が漏れないようカットオフタイプを使用することが示されている。

また、追加報告により夜間に食品加工は通常行わず、排気は排気ダクトで煙や臭気を巻き上げ、天井から排出することで、直接民家に向けない対策が示されている。

以上により、合理的な範囲内で必要な配慮がなされていると判断した。

⑪ 日照権、通風権に対する補償費を、意見を述べる住民にだけ補償することは不公平ではないか。

日照権、通風権に関する事、また、補償費の支払いに関することは、指針の範囲外であるため、市の意見の対象としない。

⑫ 店舗建設工事を中止し、必要な手続きを経て家屋調査を実施すること。

建設工事の施行、家屋調査の実施については、指針の範囲外であるため、市の意見の対象としない。

⑬ 届出書に記載された対応策が実際に履行されるか確認して欲しい。

出店後の指針への配慮については、指針の範囲外であるため、市の意見の対象としない。

なお、大店立地法第10条に基づき、設置者は届出内容を履行しなければならないことが定められている。また、届出どおりに実施していないと考えられる場合は、大店立地法第14条に基づき設置者に報告を求めることができる。